

改 正 後	現 行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-16条 [略]</p> <p>第1-17条 成果物の提出</p> <p>受注者は、調査業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了報告書とともに提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、国土地盤情報データベース運用等規定で定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p> <p>第1-18条 ～ 第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する<u>契約不適合</u>責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第1-28条 ～ 第1-39条 [略]</p> <p>第2章～第12章 [略]</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-16条 [略]</p> <p>第1-17条 成果物の提出</p> <p>受注者は、調査業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了報告書とともに提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第1-18条 ～ 第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する<u>かし</u>責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第1-28条 ～ 第1-39条 [略]</p> <p>第2章～第12章 [略]</p>

測量業務共通仕様書

第1条 ～ 第26条 [略]

第27条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 契約書第40条に規定する**契約不適合**責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第28条 ～ 第39条 [略]

測量業務共通仕様書

第1条 ～ 第26条 [略]

第27条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 契約書第40条に規定する**かし**責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第28条 ～ 第39条 [略]

設計業務共通仕様書

第1章 総 則

第1-1条 ～ 第1-25条 [略]

第1-26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
- (3) [略]

第1-27条 ～ 第1-38条 [略]

第2章 設計業務 [略]

設計業務共通仕様書

第1章 総 則

第1-1条 ～ 第1-25条 [略]

第1-26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 契約書第40条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合
- (3) [略]

第1-27条 ～ 第1-38条 [略]

第2章 設計業務 [略]